

三都海外知的財産セミナー第1回

知っておくべき中国特許制度のご紹介（日本との相違点を踏まえて）

中国特許法は1984年3月に初めて採択されて以来4回の改正を経ております。この法整備に伴い、中国への出願件数は年々増加し、2011年以降、中国の出願件数は世界最大となっており、全世界出願件数の約半数を占めています。中国の特許制度及び実務は、日本と「似て非なる」点が数多く存在し、これらの理解不足が、思わぬ拒絶や権利化の困難、権利の不安定化に繋がるケースが散見されます。

本セミナーでは、豊富な中国実務経験を有する中国代理人及び日本弁理士が講師を務め、実務担当者の視角から、中国発明特許、実用新案及び意匠について、出願から方式審査、（発明特許）実体審査、査定までの各段階、さらに無効審判時の要注意事項をピックアップし、日本との相違点を踏まえつつ具体例を挙げながら、制度紹介、実務上の対応提案等について解説します。

開催日時：令和7年10月29日（水） 15時00分～17時00分

講義内容：

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 新規出願依頼 | 5. 実用新案出願関連 |
| 2. 方式審査段階（全般） | 6. 意匠出願関連 |
| 3. 特許出願関連 | 7. 無効審判 |
| 4. 特許／拒絶査定 | 8. 他社特許対抗関連 |

**【開催概要】****会場**

サウスホレストビル 6階会議室（大阪市北区南森町1丁目4-19）
（後日アーカイブ配信あり）

定員

30名（定員に達した場合締め切ります）

講師

林 軍 氏 （GIP China：北京五洲洋和知識産権代理事務所
日本オフィス代表 中国弁護士・弁理士）
遠藤 真治 氏 （弁理士法人新樹グローバル・アイピー パートナー弁理士）

参加費

大阪発明協会・京都発明協会・兵庫県発明協会会員 2,530円
一般 6,600円（消費税込）

申込方法

※左の二次元コードを読み取るか、下のURLから受講申込みフォームに入り、お申し込み下さい。

<http://jiiiosaka.jp/BforthForm/?id=36>

問い合わせ先

一般社団法人 大阪発明協会（<http://www.jiiiosaka.jp/>）

電話 06-4792-7621 kensyu@jiiiosaka.or.jp